- ◆ 新発田市以外の市町村に転出した場合は、この受診票は使用できません。 転入先の市町村の母子保健サービスをご利用いただくことになりますので、 転入手続きの際には、母子健康手帳を持参してご確認ください。
- ◆ 県外医療機関、助産所ではこの受診票は使用できません。
- ◆ 新生児聴覚検査受診票は新発田市と契約している医療機関等で使えます。

助成金交付申請

◆ 県外の医療機関、助産所にて自己負担で受診した妊産婦健康診査・新生児聴 覚検査(保険適用外)について、市が対象とする健診・検査内容の上限額の 範囲内で支給します。

[申請時期]

各健康診査・検査受診日から3か月以内

(例 妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査の全てを県外で受診された方は、最後の健診(産婦健診または新生児聴覚検査)を受けてから3ヵ月以内。)

[申請方法]

必要事項を添付し、下記担当係宛に持参または郵送してください。 新発田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費助成をそれぞれ申請される 場合には、各申請ごとに申請書が必要となります。(申請書のコピー可)

[必要書類]

- 新発田市妊産婦健康診査・新生児聴覚検査費助成金交付申請書 (綴りの最終ページにある申請書の表裏に必要事項を記入してください。)
- 受診時の領収書と明細書の原本
- ・母子健康手帳(表紙氏名欄及び「妊娠中の経過」「出産後の母体の経過」 「検査の記録(新生児聴覚検査)」)欄の写し
- ・ 未使用の受診票



◆ 問合せ先

〒957-8686

新潟県新発田市中央町3-3-3

新発田市 こども家庭センター 健やか育児支援係

電話 0254-22-3030(代 表)

28-9211 (係 直 通)

28-9210 (健康推進課歯科担当係直通)